

Mondo Parallelo 合唱団規約

第 1 章 総則

第 1 条 (名称)

当合唱団 (以下当団という) は Mondo Parallelo 合唱団と称する。

第 2 条 (事務局)

当団の事務局は株式会社モンドパラレロ (以下会社という) が運営する Mondo Parallelo 歌劇団 (以下歌劇団という) の本部 (東京都千代田区丸の内 1-8-3) におくものとする。

第 3 条 (目的)

当団は、歌劇団の付属組織として設立され、合唱音楽の研鑽を深めると共に、公演並びにイベントを通じて広く地域社会の音楽文化の普及向上に資することを目的とする。

第 4 条 (活動)

当団は、前条の目的を達成するため、次の各号の活動を行う。

- ①歌劇団のオペラ・コンサート・イベントへの参加及びそのための合唱練習
- ②歌劇団及びオーケストラとの合同リハーサルへの参加
- ③歌劇団のオペラ・コンサート・イベントの PR 活動
- ④当団単独の合唱公演活動
- ⑤合唱及び演技技術の向上を目的とした練習
- ⑥歌劇団及び歌劇団ファンとの親睦を図るための活動
- ⑦その他、当団が必要と認めた事項

第 2 章 団員

第 5 条 (構成)

当団は混声合唱団として、ソプラノ、アルト、テノール、バスにより構成する。

第 6 条 (入団資格)

当団への入団資格は、歌劇団所定のオーディション及び面接審査に合格した者とする。オーディションの実施方法等については歌劇団事務局が別途定める。

第 7 条 (入団)

第 6 条の入団資格を得たものは、当規則に同意の上、当団所定の登録手続きをもって正式に入団する。

2 当団は、入団資格を有しない一切の縁故入団を認めない。

第8条（団員の義務）

団員は定められた練習に出席し、公演およびイベント出演等に可能な限り参加しなければならない。

2 団員は、必要に応じてレッスン費・会場費などの経費を臨時に負担する場合がある。その場合、事務局が団員と事前に協議して合意を得るものとする。

第9条（休団）

休団しようとする団員は、予め文書による休団届けを代表に提出するものとする。

2 休団者の休団期間内の団費は、徴収しない。

第10条（退団）

退団しようとする団員は、予め文書による退団届を役員会に提出するものとする。

2 前項に定める休団期間が1年を超過しなお継続して欠席するものは、特別の事情のない限り、休団期間が満了した時点において退団したものとみなす。

3 当団は、団費を滞納するなど団員の義務に違反し、または当団の品位を著しく傷つける行為があった団員を除名することができる。

第3章 役員

第11条（役員）

当団は、以下の役員をおき、役員会を構成する。

- (1) 団長 1名
- (2) 副団長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 指導委員 若干名
- (5) 事務局 2名

2 理事は会社の取締役会が指名した会社の取締役及び歌劇団長が就任するものとする。

3 指導委員には、会社が委託した指揮者、合唱指揮者、コレペティトル、音楽監督などが就任するものとする。

4 事務局は当団から1名、会社から1名選出するものとする。

第12条（選任及び任期）

当団の団長及び副団長は団員の互選により選出され、その他の役員は会社の取締役会が選出する。

2 これらの任期は2年とし、再任を妨げない。

第13条（職務）

団長は当団を代表し、当団の活動を統括する。

2 副団長は、団長を補佐し、これに事故ある時または欠席の時はその職務を代行する。1名は会計を管理する。

3 理事は、当団の運営に関する指導を行う。

4 指導委員は、合唱技術に関する指導・評価を行う。

5 事務局は、当団の団費の管理及び年度会計を監査する。

第14条（役員会）

団長または事務局の招集により適宜役員会を開催する。

2 役員会は役員を持って構成し、団長が議長を務める。ただし、役員が必要と判断した者の参加を許可する。

3 役員会は当団の運営に必要な以下の各号について議決する。

①年次活動方針

②出演者の選考

③団費の徴収

④役員の選出・解任

⑤会計報告

⑥団員の休団・除名

⑦上記に付帯する決議事項

4 役員会の定足数は過半数とし、議決は出席役員数（委任状含む）の過半数で決する。

第15条（解任）

役員が次の各号のいずれかに該当する時、役員会の議決により、これを解任することが出来る。

①心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められる時。

②背任行為があった時。

③その他、団の運営に支障をきたすと判断される時。

第4章 総会

第16条（総会）

当団の総会は、団員をもって構成し、団長を議長として年に一回開催するものとする。ただし、役員会の要請で必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は以下の各号について議決する。

①規約の変更

②組織の解散

③会計報告

④団長及び副団長の選任又は解任

⑤その他、運営に関する重要事項

3 総会の定足数は団員（休団員を除く）の過半数とする。

4 総会の議決は出席団員数（委任状含む）の過半数で決する。

第 17 条（議事録）

総会の議事については、事務局が議事録を作成する。

第 5 章 会計

第 18 条（資産）

当団の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- （1）団費
- （2）会社からの助成
- （3）その他の収入

第 19 条（会計報告）

事務局は年度末に会計報告を行い、総会の承認を得なければならない。

第 20 条（会計年度）

会計年度は毎年 10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日までとする。

第 6 章 その他

第 21 条（プロデュース）

当団の公演又は出演等に関するプロデュース業務は会社に委託する。

第 22 条（出演報酬）

歌劇団公演での当団員の出演報酬は無報酬とする。ただし、第 22 条の当団の自主公演に限り、会社と収支を協議の上、別途出演報酬を定めることができるものとする。

第 23 条（個人情報）

当団員は、登録に必要な個人情報を当団事務局及び会社に提供する。

2 当団員の個人情報は、当団の活動に必要な範囲に限り使用し、法令の定めるところに従い、適正な取り扱いを行う。

3 当団が公演・稽古等の活動模様の録音・録画等を行った場合、当団員は肖像、録音・録画の無償使用を承諾するものとする。

4 当団は、取得した当団員の活動記録情報を活動の記録および広報・プロモーションの目的以外に使用しない。

5 当団員は上記の個人情報（肖像を含む）の利用に関し同意したものとみなす。

第 24 条（非拘束）

他の類似した団体・合唱団との掛け持ち登録は自由とする。

2 他の類似した公演・コンサートへの出演は自由とする。

第 25 条（秘密保持）

当団員は、業務遂行上、当歌劇団活動において覚知した当歌劇団の営業秘密内容等について、第三者に漏洩してはならない。

2 当団員は、業務遂行に際して第三者に属する営業秘密その他の機密情報を使用しないものとする。

第 26 条（解散）

当団は、次に掲げる事由によって解散する。

（1）総会の決議

（2）団員の欠亡

（3）合併

2 総会の決議により解散する場合は、団員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。

附則

1 この規約は 2018 年 8 月 1 日から施行する。

改訂 2018 年 11 月 20 日

以上